

本宮市 太陽光発電施設の設置等 に関する 指導要綱 が制定されました。

近年増えている太陽光発電施設により、本市の美しい景観や自然環境、生活環境などの悪化によるトラブルが懸念されております。

市では、太陽光発電施設の適切な設置、管理等について必要な事項を定めることにより、自然環境および生活環境の保全を図り、市民の皆様からご理解を頂き、その安全・安心な暮らしを守りながら、ゼロカーボン社会の実現に資する再生可能エネルギー発電施設が適正に導入されることを目的として、本要綱を制定しました。

対象となる施設

パワーコンディショナーの定格出力の合計が10kW以上のすべての太陽光発電施設を対象とします。
※FIT、FIPを適用しない施設も対象となります。

対象外

- ・建築物の屋根または屋上に設置する場合
- ・自家消費を含む目的として事務所や事業所、工場等に併設する場合

※工場立地法および福島県工業開発条例による手続きが必要な場合がありますので、産業部 商工観光課（0243-24-5381）へお問合せください。

事業者が遵守すること

特に以下の3点を遵守し、周辺住民との良好な関係性、良好な景観を確保しながら、適切な運用をお願いいたします。

景観への
配慮

周辺住民
との
合意形成

適正な
維持管理と
撤去処分

指導・勧告・公表について

市では本要綱の施行に支障がある場合には指導や助言をいたします。また、本要綱の内容等を適正に履行していない事業者に対して、必要な措置を行うよう勧告します。
正当な理由なく指導等に従わない場合は、市のホームページ等で公表いたします。



本宮市 市民部 生活環境課
お問合せ：0243-24-5362



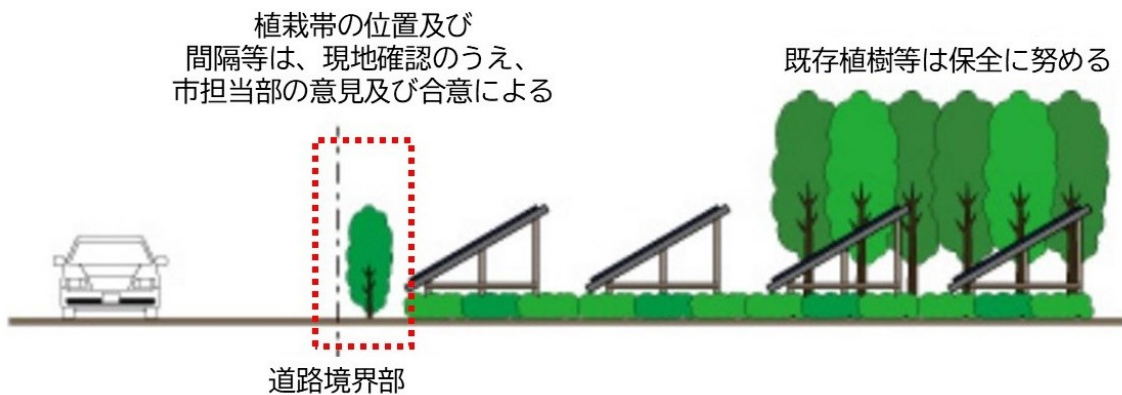
景観への配慮

太陽光発電施設の設置には「本宮市太陽光発電景観デザインガイドライン」の遵守が必要です！

※内容を抜粋して掲載しています。

緑化等

特に留意すべき事項

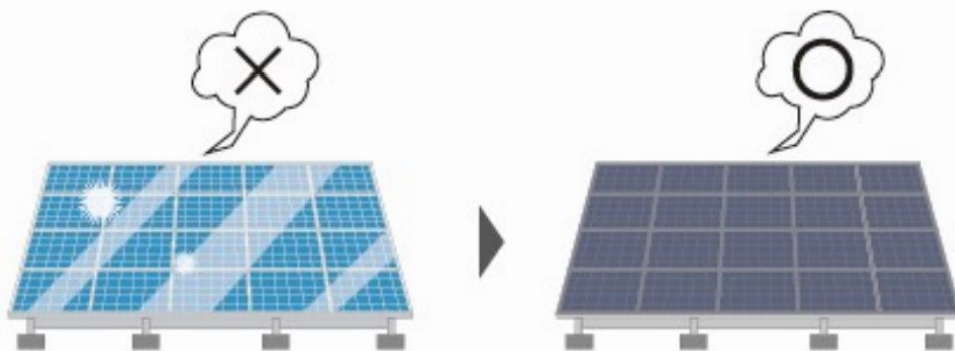


敷地内の積極的な緑化を図る。道路沿いには植栽帯を設置する。

対応策事項

- ・ 樹木の伐採は最小限となるよう配慮し、既存樹木等の保全に努めてください。
- ・ 太陽光発電施設の目隠しとなるよう、周辺に植栽を施し、敷地内緑化を図るとともに修景に配慮してください。
- ・ 国道、県道及び交通量の比較的多い市道沿いには、植栽帯を設けてください。

意匠・形態



太陽光の光が反射せず、パネルの模様が目立たないものを使用する。

対応策事項

- ・ 太陽光パネルは低反射性のものを使用してください。
- ・ 太陽光パネルは、模様が目立たないものを使用してください。

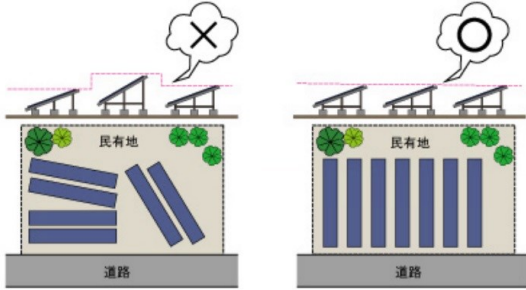
位置



植栽や目隠しフェンスを設置する。



道路・敷地境界部からできる限り後退する。



パネルの傾斜や向きを揃え
統一感があるものとする。



歴史的・文化的景観資源との近接を避ける。

対応策事項

- ・隣接する道路や土地などから太陽光発電施設が容易に見えないよう、植栽やフェンスを施すなどの対策を講じてください。
- ・道路境界部、敷地境界部からできる限り後退して配慮するなどの工夫により、民家等への圧迫感や太陽光の反射などによる周辺環境への影響を軽減するよう努めてください。
- ・周辺集落や道路からの見え方に配慮し、地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置としてください。
- ・地域の歴史的、文化的景観資源との近接を避け、また、その周辺から望見できないようにしてください。

付属施設等



付属設備の色彩は、色数を絞り低彩度に統一する。

対応策事項

- ・付属設備や防草シートの色彩は、周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度で統一してください。
- ・付属設備の配置についても、上記「位置」と同様に配慮してください。

周辺住民との合意形成

適正な維持管理と撤去処分

周辺地域の住民との合意形成のために、説明会の開催が必要です。また、適正な事業の進行を確認するために、事業の節目でそれぞれ届出等の手続きが必要です。

※事業の内容が変更となった場合は説明会の開催が必要となる場合があります。

手続き等の流れ

